尼崎市嘱託職員労働組合との交渉状況

平成 26 年度第 2 号通 算 第 8 号 平成 26 年 6 月 26 日 尼崎市総務局

平成 26 年 6 月期の割増報酬等について

6月17日午後7時30分から午後9時まで、立花地区会館大会議室において、平成26年6月期の割増報酬等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

平成26年6月に支給する割増報酬等について、前回に引き続き協議を重ねた。

具体的な交渉内容

1 平成 26 年 6 月に支給する割増報酬について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答	
前回の交渉において、持ち帰ってしっかり検	組合の主張を受け、改めて内部で検討した	
討していただきたい旨を伝えたが、改めて内部	が、前回の交渉でお示しした回答内容は一定の	
で検討された結果、増額の修正回答はないの	水準にあるものと認識しており、修正する考え	
か。	には至らなかった。	
本日、少しでも組合員の生の声を伝えたいと	消費増税による生活の苦しさや割増報酬に対	
いう思いから、組合員の思いを書いた紙を持っ	する思いといった内容ついて書かれていたが、	
ていかせていただいた。事前連絡なく突然伺っ	それらは従前からお聞きしているものであり、	
たことについては大変申し訳なく感じている	そのことも十分に踏まえた上での回答をお示し	
が、これを見てどのように感じたのか。	している。	
一定の水準にあるというが、何を基準とした	阪神間の状況やこれまでの委嘱基準に対する	
ものであるのか。	応募状況等が、その基準の一つと考えている。	
阪神間でも、自治体の規模や嘱託員の種類及	阪神間各市でも違いがあることは認識してい	
び数に違いがあることから、基準として相応し	るが、生活圏、経済圏が類似していることなど	
くないのではないか。	を考慮し、一つの基準としている。	
嘱託員も、市民と直接接する第一線で働いて	職務の内容や任用根拠の違いにより勤務条件	
おり、正規職員と同じである。比較すべきは正	も異なっており、正規職員と比較する考えはな	
規職員ではないのか。	l1 _o	

正規職員が減少していく一方で、嘱託員が増 加し、その中でかつて正規職員が担ってきた職 | 向上に効果的か否か等を整理したものであり、 務を嘱託員が担っているという事実があるでは ないか。

執行体制を見直す中で、より市民サービスの 決して正規職員が担うべき職責を、そのまま嘱 託員に担わせている訳ではない。

前回の交渉において、BランクとCランクに ついては年収ベースで一定の水準差が保たれて いるとの発言があったが、その意味を改めて説 明していただきたい。

割増報酬だけではなく報酬月額も含めて、そ れぞれの職務の内容による一定の水準及び較差 が保たれているということである。その中にお いて、特定のランクのみを引き上げることで、 ランク間の差を失わせるようなことは望ましく ないということである。

Cランクが現に担っている職責の重さを考慮 すれば、少なくともCランクだけでも引き上げ るべきではないか。ランク間の差を失わせるよ うなことが望ましくないというのであれば、D ランクを超えない程度でCランクのみを上げる ことができないのか。

例えば、報酬等の改定の際に、トータル原資 の範囲内でBランクよりもCランク、Cランク よりDランクと引上率に差を設けることにより 対応して欲しいという旨であれば、まだ理解で きる。ただ、Cランクにおいても現時点で適正 な水準にあると認識しており、Cランクのみの 引き上げ対応は考えていない。

人事院勧告で引き下げの勧告があった場合で も、これまで嘱託員においては、引き下げるこ とがなく、そのことに関して努力してもらって いると認識しているが、それでも何とか今期増 額してもらいたい。再度確認するが、増額の修一 正回答をすることはできないのか。

割増報酬について、人事院勧告で示される指 標を基本としてきており、人事院勧告が示され ていない現時点においては、特例的に引き上げ を実施した昨年度のベース額が精一杯の回答で ある。

課題解決への方向性

当局は、現在提示している内容が最終回答であり、6月30日に割増報酬を支給するためにも、 諾否期限までに判断を行うよう求めた。

2 独自要求書について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
私療休暇について	
私療休暇の日数が 30 日では足りないという	現行の日数で適正な水準にあるものと認識し
声が実際にあがっている。日数を増やすことは	ており、単に日数が足りないという主張だけで
できないのか。	改正することはできない。
賃金についてはともかく、勤務条件について	勤務条件の全てについて正規職員と差を設け
は正規職員と差を設ける必要はないのでない	るという考えはなく、現に同じ条件となってい
か。	るものもあるが、私療休暇の日数については正
	規職員と同じにする必要はないと考えている。

私療休暇の取得にあたって1週間以上の療養 を要する診断書を要件としていることについ て、見直すつもりはないのか。

私療休暇の取得要件の見直しについては、前 回の交渉での協議をもって、組合からの正式な 要求として捉えている。その協議をしていくに あたって、まずは先日の賃金小委員会において 確認した私療休暇の取得要件があるために私療 休暇を取得できず病気欠勤となってしまったよ うな事例についての調査結果をお聞かせいただ きたい。

現時点ではまだ十分に把握できておらず、引 き続き調査していきたいと考えているが、そう いった実態がなければ取得要件を改正できない ということか。

制度を見直すにあたってはその必要性が重要 であり、そういった点で実際に問題が生じてい るという事例は、見直しに係る協議の足掛かり となる。逆に、そのような事例がないにもかか わらず、見直しを求める必要性はどこにあるの か。

欠勤に至るような実態がなければ改正できな いというのは納得できない。そこまで至らずと「十分に調査できていないようなので、まずは十 も、それに近い状態や苦労して回避してきたケ ースもあるはずである。

そういったことも含めて、未だ組合内部でも 分に実態を把握した上で、引き続き協議してい きたい。

課題解決への方向性

実態調査の結果を待って、改めて賃金小委員会を開催し、協議していくこととした。

3 その他

尼崎市嘱託職員労働組合の主張 当局の回答 保育士の人事異動について 2年連続で民間移管予定の保育所への異動が 人事異動にあたっては、個々の職員の能力や あった嘱託員がいるが、正規職員にはこのよう これまでの働き方を見て、能力を発揮させるこ な異動がない。何故嘱託員だけこのような異動 とができるように考えて行っているところであ るが、この点に正規職員と嘱託員の区別はな がなされるのか。 い。嘱託員ということのみをもって異動の取扱 いを変えることは考えられず、現に正規職員で も連続して異動となった例もある。

保育士としては、できるだけ長期的に子どもの保育に携わっていきたいことから、できるだけ同じ保育所で働きたいという思いがあるが、民間移管が続くとそれができない。また、民間移管を翌年度に控えた保育所では、他の保育所にはない業務にも従事しなければならず、大変である。

民間移管を控えた保育所においては、民間移管に向けた業務が必要となるなど、他の保育所にはない業務が生ずることは確かであり、そうした経験を活かしてもらうことを期待して職員を配置したということもあるかもしれない。もっとも、それに不満を感じているのであれば、自己申告書等を通じて伝えていただくことも可能である。なお、この話の内容については、こちらからも原局に伝えておく。

以 (給与課)

妥結事項

6月9日及び17日の2回にわたる交渉の結果を受け、6月23日に次の項目について妥結に至った。

割増報酬(ボーナス)[平成26年6月30日支給]

・支給率

ランク	支給月数(額)	前年度
В	1.73月分(290,813~321,434円)	1.73月分(290,813~321,434円)
С	1.51月分 (291,279円)	1.51 月分(291,279 円)
D	定額 (269,000円)	定額 (269,000円)
E	定額 (259,000 円)	定額(259,000円)
再雇用	定額 (255,000円)	定額 (255,000円)

継続交渉事項

・ 私療休暇の取得要件の見直しについて